学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「学校」という。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び準学校法人(以下「学校法人等」という。)の設立に係る寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可については、私立学校法(昭和24年法律第270号)その他の関係法令等(通達等を含む。)によるほか、次の基準によって審査する。ただし、学校教育法附則第6条の規定により既に設置されている幼稚園に係る学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可に係る審査基準は、別に定める。

- 1、2 略
- 3 役員等について

(削除)

- (1) 役員構成については、教学側の意向が適切に反映されるよう配慮され なければならないこと。
- (2) 各理事についてその親族その他特殊の関係がある者(次のア、イ又は ウのいずれかに該当する者を指す。)が一人を超えて含まれないことと 規定すること。
 - ア 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ 当該理事の使用人(当該学校法人に雇用されることとなる教職員は 除く。)及び使用人以外で当該理事により生計を維持する者
 - ウ ア又はイに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- (3) 理事定数は6人以上と規定すること。
- (4)校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、常勤の役員以外 の役員等は、その地位について報酬(給与に準ずるものを含む。)を受 けないこと。
- (5)理事及び監事は、他の学校法人等の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。

学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「学校」という。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び準学校法人(以下「学校法人等」という。)の設立に係る寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可については、私立学校法(昭和24年法律第270号)その他の関係法令等(通達等を含む。)によるほか、次の基準によって審査する。ただし、学校教育法附則第6条の規定により既に設置されている幼稚園に係る学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可に係る審査基準は、別に定める。

- 1、2 略
- 3 役員等について
- (1)理事、監事及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者の故をもって充てることなく、学校法人等の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人等の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
- (2)役員構成については、教学側の意向が適切に反映されるよう配慮され なければならないこと。
- (3) 各理事についてその親族その他特殊の関係がある者(次のア、イ又は ウのいずれかに該当する者を指す。)が一人を超えて含まれないことと 規定すること。
 - ア 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ 当該理事の使用人(当該学校法人に雇用されることとなる教職員は 除く。)及び使用人以外で当該理事により生計を維持する者
 - ウ ア又はイに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- (4) 理事定数は6人以上と規定すること。
- (5) 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、常勤の役員以外 の役員等は、その地位について報酬(給与に準ずるものを含む。)を受 けないこと。
- (6)理事及び監事は、他の学校法人等の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。

新

(6)理事長は、他の学校法人等の理事長を2以上兼ねていない者であること。

(削除)

- (7) 学校法人等の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者 であること。
- (8) 学校法人等の事務局長その他の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等 に偏っていないこと。
- (9) 学校法人等の事務を処理するため、その設置する学校の規模に応じた 適切な事務組織が設けられていなければならないこと。
- (10) 学校法人の業務の決定方法は、理事に欠員が生じた場合においても理事定数(理事定数に幅がある場合は、理事現数と最低定数のうち多い方の人数) の過半数をもって行われるように定めること。
- (11) 就業規則、経理規程、事務決裁規程(理事会の付議される事項を明記した規程を含む。)等学校法人等の運営に必要な規程の整備を含め、学校にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。
- (12) 解散後の残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国、地方公共団体、他の学校法人(準学校法人を含む。)又は教育の事業を行う公益法人のうちから選定されるものとすること。

4、5 略

附則

- 1 この審査基準は、平成10年3月17日から施行する。
- 2 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可等に関する審査基準(昭和 62年1月16日付け62文第13号福島県総務部長通知)は、廃止する。
- 3 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務 取扱要綱(平成3年8月9日福島県告示第746号)第2条第1項の規定に 基づき学校設置計画書が提出されている場合、高等学校の課程若しくは学 科の設置の認可が申請されている場合又は専修学校の課程の設置若しく は目的の変更の認可が申請されている場合における寄附行為及び寄附行 為変更の認可に係る審査の基準については、なお従前の例による。

附則

1 この審査基準は、平成29年3月28日から施行する。

- (7)理事長は、他の学校法人等の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (8) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人等の設立後、速や かに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (9) 学校法人等の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。
- (10) 学校法人等の事務局長その他の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等 に偏っていないこと。
- (11) 学校法人等の事務を処理するため、その設置する学校の規模に応じた 適切な事務組織が設けられていなければならないこと。
- (12) 学校法人の業務の決定方法は、理事に欠員が生じた場合においても理事定数(理事定数に幅がある場合は、理事現数と最低定数のうち多い方の人数) の過半数をもって行われるように定めること。
- (13) 就業規則、経理規程、事務決裁規程(理事会の付議される事項を明記した規程を含む。)等学校法人等の運営に必要な規程の整備を含め、学校にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。
- (14) 解散後の残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国、地方公共団体、他の学校法人(準学校法人を含む。)又は教育の事業を行う公益法人のうちから選定されるものとすること。

4、5 略

附則

- 1 この審査基準は、平成10年3月17日から施行する。
- 2 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可等に関する審査基準(昭和 62年1月16日付け62文第13号福島県総務部長通知)は、廃止する。
- 3 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務 取扱要綱(平成3年8月9日福島県告示第746号)第2条第1項の規定に 基づき学校設置計画書が提出されている場合、高等学校の課程若しくは学 科の設置の認可が申請されている場合又は専修学校の課程の設置若しく は目的の変更の認可が申請されている場合における寄附行為及び寄附行 為変更の認可に係る審査の基準については、なお従前の例による。

附則

- 1 この審査基準は、平成29年3月28日から施行する。
- 2 この基準の施行の目前に、学校法人又は準学校法人の寄附行為の認可を

新

2 この基準の施行の目前に、学校法人又は準学校法人の寄附行為の認可を受けている場合であって、改正後の基準に適さない状態にある場合は、施行の日から起算して3年以内に所要の寄附行為、規程等の改正及び役員等の選任を行わなければならない。

なお、役員の改選が必要な場合であって、次の対象となる役員改選時期 が3年を超えている場合に限り、当該改選日までに当該役員の改選を行う ことができるものとする。

附則

この審査基準は、令和7年4月1日から施行する。

旧

受けている場合であって、改正後の基準に適さない状態にある場合は、施 行の日から起算して3年以内に所要の寄附行為、規程等の改正及び役員等 の選任を行わなければならない。

なお、役員の改選が必要な場合であって、次の対象となる役員改選時期 が3年を超えている場合に限り、当該改選日までに当該役員の改選を行う ことができるものとする。